

第 32 期  
東京都青少年問題協議会  
第 4 回専門部会  
(若者支援部会)

令和元年 12 月 23 日 (月)

都庁第一本庁舎 34 階

「34A 会議室」

## 午後 1 時 30 分開会

○若年支援課長 それでは、ただいまから東京都青少年問題協議会第 4 回専門部会若者支援部会を開催をいたします。

本専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の運営規定に準じ、原則公開となっております。議事録についても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、資料の確認をさせていただきます。今回の資料につきましては、次第、それから名簿、座席表、資料 1 から資料 3 まで。それから、前回の若者支援部会でご報告できませんでした資料を追加資料という形で置かせていただいております。

また、参考といたしまして、東京都子供・若者計画の冊子と、子供・若者育成支援推進大綱を置かせていただいております。

次に、本日、ご出席の委員のご紹介をさせていただきます。

まず、古賀正義部会長でございます。

井利由利委員でございます。

河野久忠委員でございます。

小西暁和委員でございます。

土井隆義委員でございます。

仲野由佳理委員でございます。

堀有喜衣委員でございます。

また、本日、部会のオブザーバーとして、関係部署の方に出席をいただいております。

福祉保健局総務部企画政策課長の代理で、西嶋統括課長代理でございます。

教育庁指導部、小寺指導企画課長でございます。

産業労働局雇用就業部、萩原就業施策調整担当課長でございます。

警視庁生活安全部少年育成課長の代理で、同課、小幡少年環境第一係長でございます。

よろしく願いをいたします。

それでは、ここからは、古賀部会長に専門部会の進行をお願いすることといたします。古賀部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○部会長 よろしく願いいたします。

それでは、次第の 2 の「東京都子供・若者計画の改定について」の意見交換を、前回に引き続いて行っていきたいと思います。本日、計画の第 3 章部分のうち、基本方針の I と III に

ついて、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから、現在の東京都子供・若者計画の基本方針Ⅰと基本方針Ⅲについての内容と現状のご説明を、お願いいたします。

○若年支援課長 それでは、恐れ入りますが、資料1をごらんいただきたいと存じます。それぞれの項目ごとに、現行計画の内容と、それから策定以降の主な取り組みについて記載をさせていただいております。1ページから7ページまでが基本方針Ⅰ「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」に関する記載につきまして、また、8ページから13ページまでが基本方針Ⅲ、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」に関する記載となっております。それぞれ、現行計画の記載と、その後の主な取組について取りまとめてございます。

続きまして、資料2、横の資料でございますけれども、「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況についてでございます。基本方針Ⅰ、基本方針Ⅲに関しますそれぞれの現行計画の掲載事業について、項目ごとに取組内容と現在の状況をお示しをしております。

続きまして、資料2-2といたしまして、第1回の部会でもお示しさせていただいておりますけれども、基本方針Ⅱに関しますそれぞれの取組内容と現在の状況、お示しをしております。

次に、資料3でございます。子供・若者の現状といたしまして、基本方針Ⅰ、それから基本方針Ⅲに関します主な調査データを取りまとめてございます。

次に、追加資料をごらんいただければと存じます。こちらは前回の若者支援部会に資料3として付したものの時間の都合でご報告できなかった内容となります。都庁内の主な関連計画のうち、子供・子育て支援総合計画というものがございますが、こちらの検討が、子供・子育て会議において、現在進んでいるところでございます。本日は、計画策定推進部会での主な意見の中から、当部会でのご意見もいただきました事項、項目を中心に紹介をさせていただければと存じます。

まず、1ページ目、一番上の、理念・視点・方向性のところでございます。

丸の二つ目では、障害のある子供への支援について、インクルーシブの視点が必要。それから、その下でございますが、外国人の子供、保護者が増加している視点からの検討が必要である。また、子供・若者計画との連動を意識することが必要、というようなご意見をいただいております。

その下のほう、母子保健施策等についてですが、丸の一つ目では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援について。また、一つ飛んで丸の三つ目でございますけれども、パートナーである父親への支援の視点について、ご意見をいただいているところです。

次のページでございますが、上段でございます。地域の子供・子育て支援のところで、学童クラブ、放課後子供教室についてでございます。ポチの三つ目ですけれども、学校と家庭の中間の子供の居場所として、学童クラブ、放課後子供教室のあり方を考えることが必要であるのご意見をいただいております。

次のページでございます。下段に、障害児支援・外国につながる児童への支援という箇所がございますが、この一番下でございます。外国につながる児童への日本語指導等を行う一方、外国につながる児童のよりよい生活につなげるため、多文化共生について学ぶことも必要だというご意見をいただいております。

最後のページでございます。児童虐待・社会的養護、ひとり親家庭支援についてですけれども、一つ目の丸のところで、未成年などの特定妊婦、ひとりで抱えざるを得ない子育て、経済的困難な家庭などへの支援について、ご意見をいただいております。

また、その下でございます。公的機関への関わりがないなど、支援につながりにくい家庭に、いかにアプローチするかが重要だというご意見もいただいているところでございます。

このほか、本日、ご審議をいただきます、子供・若者計画の基本方針Ⅰ、Ⅲに関するご意見も出されているところでございます。あわせまして、検討の際の参考としていただければと存じます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

前回は第4章、推進体制のところの議論をしました。各市区町村の方を呼んで、お話を聞きたいということがありましたので、通常ですと章の順番どおりに進めるところを、第4章の部分に先にウエートを置いて始めたということになっております。

前回、いろいろなご意見をいただいて、また、非常に区市町村の側も積極的に頑張っているところがあるということが確認できたというところなんです、同時に、推進体制としては、実は、この青少年問題協議会や、共通課題を抱えている要素のある審議会、例えば、青少年健全育成審議会や、それから、この会議体とは非常に一体的なんです、子供・若者支援協議会、こういったようなものも当然ありますので、この計画の中では、並立的に書かせ

ていただいているんです。

それぞれ歴史がありまして、国が設置を義務づけていたり、あるいは、アドホックに必要な性があるやっけてきたりというようなことで、それぞれが共通する部分もあるんですけど、異質な部分も持っている。

もう少し言えば、この青少年問題協議会は、どちらかという国とか、都全体とか、非常に総合的なところに目を向ける。それに対して、先ほどの、子供・若者支援協議会は、どちらかという地域に密着して、それぞれの生活圏に関連した問題を考えていくということを前提にしているというように、いわば、対象になる範囲がちょっと違う。あるいは、先ほども言いましたが、アドホックに、緊急にやらなきゃいけないこと。例えば人権にかかわること、あるいは生命にかかわること出てきた課題は、これはもう、何を置いても、警察の方々もいらっしゃいますけど、何を置いても先にやらなくちゃいけないので、こういうものは先行する。これに対して、例えば、不健全図書のように、非常に長い時間をかけて、ずっとやり続けながら改善や啓発をしていかなきゃというのものもあるということで、時間的にいいますと、即時的なものから継続的なものまで、非常にその幅があるということですね。

そういうことで、現状の推進体制で、幾つもの協議会、審議会が並列されていますけど、今お話ししているような要素によって、それができ上がっていますので、少し加筆させていただいたりしながら、その色分けをつけていくような文章にしていってどうかなというのを考えていただければと思います。そういったようなこととして、この間、お聞きしました区市町村の、いろんな個別の対応や、さまざまな先進事例が有効に生かせるような形をつけていきたい、つくってきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っています。

何か、この部分についてございますか。もし、また、何か思いつかれましたら、後でも結構ですので、この会議の最後のほうでも結構ですので、また、言っていただければと思います。

それでは、これで前回の部分との接続をさせていただいたということにして、それでは、きょうは第3章のところですね。資料1を見ながら、進めてまいりたいと思います。

ここは、皆さん、大変ご意見がたくさんあるところで、また、この協議会の核になるような部分もたくさん含んでおりますので、どうぞ、いろんなご意見を出していただきたいと思います。

まずは、資料1の1ページで、「社会的自立に向けた「基礎」の形成」ということがございます。ここの意見交換をしていこうというふうに思います。ここには、一つ目に「基本的生活習慣の形成」、二つ目に「確かな学力の育成」、三つ目に「豊かな人間性の育成」、そして四つ目に「健やかな心と体をつくる」の4項目が上がっております。

どの点についても結構なんですけれども、ご意見を出していただく形にしたいと思います。

それでは、「社会的自立に向けた「基礎」の形成」にかかわることについて、どうぞ、ご意見を出していただければと思います。

小西委員から、いきましょう。

○小西委員 この3の「豊かな人間性の育成」に関しては、丸の3番目のところで「自尊感情測定尺度」とか、そして、その米印のところの「自己評価シート」の開発ということで記述があるのですが、これは、実際に、今、活用されていらっしゃるのでしょうか。

資料2の現在の状況についてというところで、特にこれに関する記述がなかったのも、もしも活用されていないということであれば、削除が必要になるのではないかなと思いました。それが1点目です。

もう一つが、4の「健やかな心と体をつくる」というところで、オリンピック・パラリンピック東京大会の話が、丸の3番目にあるかと思いますが、来年にはこの大会も終了してしまうので、それ以降のことも視野に入れて、オリンピック・パラリンピック東京大会の終了後も、その、いわゆるレガシーとして、こうした教育の方向性、成果を継続させていくということを記載するというのも、いいのではないかなと思いました。その2点です。

○部会長 ちょっと前者については、教育庁のほうは、いかがでしょうか。ご存じの課題かと。

○小寺指導企画課長 結論から言うと、現在も活用はしています。今後も啓発して、より活用できるようにはしていく必要があると思っています。私どもの教員研修の研修センターで開発したものでして、それを子供に使うためには、まず、教員が活用できるようにしなければいけません。そういった研修も、行っております。

引き続いて、次のオリ・パラ教育についても。教育庁が行っているオリ・パラ教育については、今、委員ご指摘のとおり、レガシーということで、いわゆる心の中に残していくことが大切なので、これは記載をちょっと変更して、「引き続き」というような形で修正していくのがいいのかなと思っています。

○小西委員 ありがとうございます。

○部会長 この自己評価シートは、ホームページか何かにアップされているんですかね。

○小寺指導企画課長 ホームページに掲載しています。

大分前のものなので、今、ご指摘があった、どの程度活用されているかということになると、開発されたときに比べると、少なくなっているのが、非常にいいものが必ずしも活用されていないので、教員には、今後とも周知していきたいと思っています。

○部会長 わかりました。

ということで、じゃあ、土井委員、お願いします。

○土井委員 まず、1 ページの出だしのところの、「全ての子供・若者が、社会的・職業的に自立し」とありますが、この「職業的」が要るかどうかですね。職業を持つことが自立という前提をつけていいのかどうか、ちょっとご意見をお伺いできればと思います。

それから2 ページの、「豊かな人間性の育成」の1 項目めですが、最後のところです。「豊かな人間性を育てていきます」というところなんですが、その趣旨を読み取れば、ここは、例えば多様性を尊重できる豊かな人間性などというふうに、少し人間性のことを入れていただければ。そこはちょっと検討をいただければと思います。

それから、小西委員と重なりますが、下の4 の3 個目のオリンピック・パラリンピックの件については、若干の検討が必要かなというふうに思いました。

○部会長 職業的自立については、議論があるかとは思いますが、どうでしょうか。では、井利委員。

○井利委員 最初のページの、「社会的自立に向けた「基礎」の形成」の最後のところで、「子供・若者の心身の成長・発達を支援していきます」と、なっているんですけども、やはり、「地域で」とか、例えば、「大人みんなが」というような、私たち、周りの全ての大人が子供たちの育ちを見守るんだというような観点が入ってくるといいのかなというふうに思いました。

また、「豊かな人間性の育成」のところの5 つ目なんですけれども、「人権教育を推進します」というところで、この人権教育、子供の権利というところというのは、かなり重要なというふうに思っていますので、子供の生命、生存及び発達に関する権利だったりとか、あと、特に子供の意見が尊重されて、自由に子供たちが意見をあらわすことができ、それを大人はきちんと尊重しなければいけないといったような、子供の人権教育というところを、もう少し、そういったところを入れていってもいいのかなというふうに思いました。

○部会長 変更したいところは、意見表明権みたいな部分でいいですかね。

○井利委員 そうですね。意見表明権ですね。

○部会長 そういう、人権と同時に権利の擁護とか、権利の主張、可能性を開くという。

今のお話をお聞きになられて、いかがでしょうか。幾つもテーマはありますが、地域社会の大人が、当事者として育てていくという文言があったほうがいいだろうということ。それから、意見表明権といいますか、人権の意見表明の部分も含み込んでどうかという。それから、職業的自立は、かえって非常に現実的な問題を抱えているのではないかというご指摘で。

どうですか。いかがでしょうか。ご意見を。

○小西委員 そうですね。先ほどの、井利委員のおっしゃられた、子供の権利とかというようなことは、この平成 27 年以降、児童福祉法が改正されて、1 条で児童の権利に関する条約の精神を踏まえるということが、文言に明記されるようになったので、やはり、それを踏まえても、井利委員のおっしゃられたような観点を組み込むというのは、我が国の法体系を考えても、適切なのではないかなと思います。

○部会長 そうですね。法的なほうも、変化というのがありますよね。

それから、条約とかの批准の問題もあって、批准したりしなかったり、これも、国によって、日本の国としてどうするかが、時々で変わっていますのでね。ちょっと確認していく必要があるかもしれませんね。

ほかに、いかがでしょうかね。職業的自立については、いかがでしょうか。これは、議論があるかと、非常に気にしています。

もちろん、ダイバーシティとか、多様性を尊重するとか、そういうことは、もちろん大事なんですが。職業的自立、どうなんでしょうか。恐らく、自立の重苦しさとしては、職業的自立のほうが重苦しくなっていて、社会的自立のような、緩やかさや広さは、なかなかないのかなという気もするんですが。でも、同時に、直接の課題としてはある。「職業的自立」というのは、どうですか。

○河野委員 ひきこもり分野とか、よく、就労をゴールにしないでくださいという話が出てくるんですけど、要は、最終的に一人で生きていける力をどうつけていくかというようなところになってくると思うので、そういう力の醸成というか、何かちょっと、うまい言葉をもってこれればいいのかというふうに思うんですけど。

障害を持っている方や、様々生きづらさを抱えている方は含まれてくると思うので、全部が職業的というふうにしてしまうと、ちょっと語弊が出てきちゃうかもしれないですね。

○部会長 どちらかという、これを回避するほうがいいかなという。

○土井委員 恐らく、社会的自立の中に、職業的な自立も入ってくると思うんですね。でも、それは全てではないので、この二つは列記をしないほうが、私はいいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○部会長 国が、キャリア教育を推進しているときは、この中黒でやっていましたよね。堀委員は、よくご存じ。その二つが並立する書き方が多かったんですけど、だんだん、この中黒、職業的というのは、余り強くなってきましたよね。どうなんでしょうか。堀委員、その辺、ご存じですか。

○堀委員 そうですね。職業って、もちろん有償労働も含まれているでしょうし、金銭的報酬を伴わない労働もあるというふうに捉えることもできるかもしれません。社会的・職業的自立が並列されているということに関しては、私自身は特段の問題性を感じたことはないんですけれども。

そのような感覚が強くなっているんだとすると、変えてもいいのかなと思います。皆様のご意見を伺えればと思います。

○部会長 わかりました。

むしろ、もしかしたら、自立とは何ぞやというのを、もうちょっと説明的にしなきゃならないのかもしれないですね。今の話だとね。

いかがですか。よろしいですか。

今のことは、また、文言のところで検討しましょうということで、よろしいですかね。そういう置き方で、次へ進んでいきましょうか。

もし、よろしければ、続けて資料の3ページをごらんください。

今の話と関連してきますが、資料の3ページは、「社会形成、社会参加できる力の育成」という項になっていまして、一つは、「時代の変化に対応できる力の育成」、二つ目は、「社会貢献の精神の育成」、三つ目は、「健康・安全に生活できる力を養う」こと。それから四つ目は、「子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保」の4項目というふうになっております。今のお話とも、大分、重なっているかと思いますが、いかがでしょうか。どなたでも、ご意見。いかがでしょうか。

じゃあ、仲野委員から、どうでしょうか。

○仲野委員 まず、一番最初の部分なんですけれども、この文章の中に、その二段落目のところなんですけれども、「社会に主体的に参画し」とあるように、今までの話、議論の流れからいっても、社会の担い手として生きていくということは、非常に重要だと思っているんですが、一方、日本の若者の政治離れというか、無関心さというところに対して、何か無関心であるのと同時に、多分、関わり方を余り知らないんじゃないかというところも考えています。

そうすると、そもそもの関心を持つとか、参加する力を身につけるという取組を応援していますよということも、必要があれば書き込んでもいいのかなというふうに考えています。それが、まず1点。

それから、時代の変化に対応できる力の育成のところ、その語学というか、英語教育の話が今、少し出ているんですけど、先ほど、追加資料のほうでもあったように、その語学教育と同時に多文化を理解すると、多文化理解を促進するということ、せつかくなので、もう少し打ち出してはどうだろうかと思います。

学習継続に向けたモチベーションを、どう維持するか、引き出していくかというときに、そもそも多文化、異文化と一緒に共生するということに気持ちが向くかどうかというところは、とても重要かなと思います。

ここは、どういう方向性で位置づけるかに注意しないと、何かその受験のための語学教育みたいな受け取られ方になっても、それは計画の趣旨とはちょっと違うのかなというふうに思いました。

あとは、3番の「健康・安全」の部分なんですけど、その諸問題の中に、依存という話も少し出てくると思うんですが、スマホ依存とか、ゲーム依存というところを含めた方がいいのかなと思っています。世界的にも問題になっているのと同時に、過去の資料を見てみたところ、第29期のこの協議会の中でも、青少年のネット依存を克服するためという、このメッセージが発信されていたので、それも、この計画の中に盛り込んではいかがかなと思いました。

以上です。

○部会長 今の、最後の依存症は、大変大きな問題で、いろんなレベルの依存がある。物への依存もあるし、人への依存もあるしね。そういう医療的对象として眺めなきゃならない要素

も拡大していると思いますけれども。ちょっと頭の片隅に置いておきたい問題ですね。

それから、あと、参加、参画については、内閣府も、ずっとこの参画の力の育成とっているんですけど、参画の力を育成するのはすごい大変でしてね。例えば、私、内閣府の会議にも出ているので、内閣府の議論でも、例えば相談に行けと言われても、相談する力のない人は相談できるだろうかという議論が出たりして、相談する方法を学習させるべきだというような話も出たりしたんですね。ある委員の方でしたけど。

つまり、そのぐらい、何というか、まずは、ノウハウというか、それに適応するということのほうがスタートラインにあるという声もあって、どのぐらいのレベルで、この参画を育成していくのがいいのか。どのぐらい、手を貸していくべきなのか、なかなか難しいところがあるという話があるかと思います。

ということで、今、2点ほど押さえました。多文化ももちろんですが。あと、ほかの先生方、委員の方々、いかがですか。

○井利委員 今の、参画というところですけども、先ほども言ったように、子供たちの意見表明ができる場が推進されるとか、あるいは、地域の行事とかに学校と協力しながらボランティアの子たちが参画できたりとか、そういった場づくりみたいなことは必要になって、そこをやらないと、なかなか参画を教育するというのは難しいので。やっぱり、大人が場をつくっていくということだと思うので。

そういうところが、どこなのかな。交流なのか、場をつくるのが推進されるといったようなところが、少し具体的にそういったことが書かれていると。

○部会長 それは、次の。

10 ページのあたりのところかもしれませんね。

○井利委員 ああ、そっちになるかもしれないですね。

それから、3番目の「心の健康づくり」というところで、やっぱり、ちょっと今、非常に自殺問題もそうですし、鬱もそうですし、依存症も、もちろんそうですし、そういったところで、もう少し心の健康づくりって何だろうという風土があるので、もうちょっと具体的にならないかなと思っているんですけど。

○部会長 何か、この間も、NHKの番組で特集していましたけど、「メンヘラ」というらしいですね。メンタルヘルスに問題を抱えた若者、メンヘラという言葉で言うらしいですが、そ

ういうことを自称する人たちも、すごく多くなっているということで。みずからがメンタルの問題を抱えていますということを訴えるという方も多くなっているようですよね。仲間関係の中でですけどね。

そういう意味での心の健康ということですかね。心の健康づくりというのは。どうなんでしょうか。僕は専門じゃないのですが。

○井利委員 心の健康づくりといったときに、やっぱり病むというのは人間関係から病むということになってくるので、そのためにはクラスづくりとか、人間関係づくりというか、そういったことをやっていくということが必要になってくる。そういう中で、やっぱり心の健康度というのは、保たれていくということだと思うので。

ただ、知識として教えているだけでは、まあ、わからないしということはあると思うんですよね。そういう、何か取組みたいなものも、やっているんでしょうけれども、そういうことも少し入れてもいいのかなと思います。

○部会長 聞いちゃって申しわけないけど、教育庁はいかがですか、何かそういう人間関係づくりの進め方は、今、どんな感じでしょうか。

すみません。お聞きしちゃって。

○小寺指導企画課長 いろんな場で、当然学んでいく中で、人間関係づくり、特に特別活動という分野では、まさに望ましい人間関係づくり、そのものが目的になっていますので、そうしたことは当然やっていく必要もありますし、現実でもやっているというのが実態です。

○部会長 ということのようですが、まあ、さらにというんですかね。

ほか、いかがでしょうかね。土井委員、いいですか。

○土井委員 文言の問題なのですが、3ページの最初、前文の3行目です。「よりよく問題を解決する資質や能力が求められます」というところなのですが、資質を、一応、辞書で確認したんですが、やっぱり「資質」というのは生まれつきの性質を指す言葉なので、ここは余り適切ではないかなという気がします。この「資質」は、取ったほうがいいのではないのでしょうか。そういう能力を育てていくわけですから、生まれつき云々ではないので、「資質」は取ったほうがいかなという気がいたします。

それから、これも文言の問題なのですが、同じところの末行です。「よりよい国づくり、社会づくり」というふうにあるのですが、国のものならともかく、都がつくるもので「国づくり」とあるのは、私は若干違和感がありますね。「よりよい社会づくり」でいいのではないか

と思います。

同様なんです、次の1の「時代の変化に対応できる力の育成」の3項目めです。「同時に、日本の伝統・文化を理解するための取組を推進し」ここまでは別にいいんですが、その後、「日本人としての自覚や誇りを涵養します」と書いてあるんですが、やはり、ここも東京都がつくるもので「日本人としての」というのがどうなんだろうかという、若干気がします。むしろ、もっと一般、抽象化して、「みずからの立脚点の自覚や誇り」などというふうにしたほうが、むしろ、一般的でいいのではないかなという気がします。以上です。

○部会長 わかりました。「資質」というのはよくないという、まあ、生まれつきという感じがすると。まあ、それは確かにご指摘のとおりかなという気が。ちょっと工夫していきましょうか。

それから、「国づくり」とか、あるいは「日本人として」、「市民として」とか、もう少し何かね。違う言葉があるかもしれませんね。ちょっと検討してみるということもあるかもしれません。

いかがでしょうか。そういう文言も含めて、いかがですか。どうでしょう。何かほかに、今の部分で、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

先ほどの話をお聞きしながら思ったのは、「健康・安全に生活できる力を養う」というようなところの中に、精神の健康みたいなものも入っていいのかなって、思ったりしたりしましたね。書いてあるんですけど、もう少し、そこも触れてもいいのかな、そういう言葉が入ってもいいのかなという気はしましたですね。

さあ、じゃあ、一旦先に進めますね。たくさんあるものですから。続いていきましょうか。

資料の、今度は5ページから、また見ていただきたいと思います。先ほどと若干重複するところもありますが、「社会的・職業的自立を支援」という項になっております。

一つ目に「就業能力・意欲の習得の促進」というのがございます。それから、二つ目に、「職業教育、職業訓練の充実」、そしてページを繰っていただいて、3番目に「様々な就業支援」ということで、いろんな社会的支援ですかね。そして4番目に、「社会生活において必要な知識の付与」というふうになっております。

ここについては、いかがでしょうか。先ほどの議論と少し重なりますが、いかがでしょうか。

じゃあ、堀委員から、いきましょうか。

○堀委員 5 ページの下のところ、「職業教育、職業訓練の充実」というふうにあるんですけども、丸三つ目に、専修学校の定義が突然特筆されていて、やや違和感があります。どのような経緯で入ったのか存じ上げないのですが、やや唐突感があるので、都の計画であることを考えますと、都の職業訓練を書き込んでいただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

それから、6 ページなんですけれど、上の「様々な就業支援」の部分なんですけど、東京都は力を入れてやってくださっていますので、もう少し施策を書き込んでもいいのかなという感じがしているのと、ジョブサポーターという名前を変えるかもしれないという話になっていましたので、この報告書が出るときの最新の名称でいいと思うんですけども、「常駐する職員」ぐらいな感じでいいのかもしれませんが、そんな形のほうが、5 年の計画であるということ考えると、まあ、いいのかなと、そういうところは思いました。

○部会長 最初のところ、産業労働局にちょっと確認しましょうか。

○萩原就業施策調整担当課長 専修学校は生活文化局が、所管しています。ただ、実は職業訓練ですけど、都の直営で訓練校でやっている訓練もありますが、それ以外に、専修学校のほうに委託している訓練も、かなりの割合を占めております。

○部会長 ああ、なるほど。そっちも入ってくる。

○萩原就業施策調整担当課長 ええ。ですので、逆にこれは入っていないと足りないのかなという感じは。

○堀委員 職業訓練には若者は入ってきているのでしょうか。

○萩原就業施策調整担当課長 入っています、もちろん。若年層の方に対して例えばですけども、直営の訓練校でできないような訓練、例えばアニメのクリエイティブだとか、IT系だとか、そうした科目は委託訓練で、逆に専修学校のほうにお願いしているところも。

○堀委員 東京都の専門学校にということでしょうか。

○萩原就業施策調整担当課長 東京都というより、民間の専修学校のほうに、都の委託訓練として委託している。

○堀委員 そうなんですね。それは、離職者訓練で。

○萩原就業施策調整担当課長 そうですね。離職者もそうですし、あと、無業者とかも。

○堀委員 求職者支援訓練ということ。

○萩原就業施策調整担当課長 求職者のほうもやっていますし。

ですので、ちょっと、所管ではないんですけども、専修学校は入れておいたほうがいいのかなという感じは、若干あります。

○部会長 割とアウトソーシングみたいな形というのは動いているんですね。

○萩原就業施策調整担当課長 もう、今、やっております。

○部会長 それは、ちょっと大事なところですね。共通理解として持ちましょう。そういう形で連携にもなっている。結果として連携に。

今、「職業訓練センター」という呼び名なのかな。

○萩原就業施策調整担当課長 今、正確に申し上げますと、東京都職業能力開発センターというのが、正式名称です。なかなか一般的に認知度がないので、まあ、職業訓練校といったほうが、皆さんにはわかりやすいけれども。

○部会長 そうですね。過去のね。でも、今は随分プログラムが改変されましたね。僕、すごい気にしているんですけど、コミュニケーション能力を開発するようなプログラムも入れ始めていると思うんですね。

○萩原就業施策調整担当課長 科目の中には、そういったものもありますね。プログラムの中ですと、私も訓練校へ行ったことがあるんですが、やっぱり、今の若者は、なかなかそういったコミュニケーション能力がないと、そういったものが、結局、学生時代、ちょっと涵養されてこなかったというところで、そこからスタートで、教師、指導員の先生とコミュニケーションをとりながら、学んでいくというか、そういった訓練もあります。

○部会長 何か、職業につくための能力、技能というイメージだけでは足りない感じがしますよね。つまり、その手前にある、何か人とかかわれるとか、何だろうな。挨拶ができるとか。

○萩原就業施策調整担当課長 人間力というか何というかですね。

○部会長 そちらで、初めて職業に行くような、そういうステップに、だんだんなっています。NPOの活動なんかでも、そこはすごく私、感じるんですけど、いきなり職業能力というと、もう、対象になっている方々のほうが腰が引けちゃうというような現実があると思いますので、今のお話のように聞いていると、ちょっとそうかなというね。

○萩原就業施策調整担当課長 そういったものも入っています。

○部会長 いろんなものが入っていくようになって、能力開発ですね、まさにね。わかりました。

ということで、そういうふうに、だからちょっと就労のほうは、ジョブサポーターという

名称も変わりそうだとか、いろいろ動きが活発にあって。それだけ失業対策という側面もやっぱり常に持っていますのでね、これ。若年者、データを出してくださっていますけど、都のほうも。今、高卒就業率って、もう本当に減っちゃったので、その後の段階ね。大卒、あるいは専門学校卒者の就労を確保しないと、失業になっちゃうのでね。それが非常に、手の打ち方が変化していると思いますが。そういうことがあると。

○萩原就業施策調整担当課長　そうですね。そこを申し上げますと、6ページのところの下のところなんですけれども、子供・若者計画策定以降の主な取組ということで、若年者の職業訓練の充実ということで、年齢を引き上げております。今、先生がおっしゃったとおりで、高卒の方だけじゃなくて、大卒者とか中退者でも、同じような状況があるということですので、年齢を引き上げて、そういった方も支援できるようにして。

○堀委員　東京都の職業訓練は、若年者は25歳未満ということで規定されていたものを変えたということでしょうか。

○萩原就業施策調整担当課長　一応、30歳未満のコースもあるんですけど、ただ、若年層のコースって、割と年齢の制限を設けていて。通常の一般訓練はありますので、30代の方は、基本的にはそういったものを受けていただいておりますけれども、若年者訓練も、年齢層をもっと引き上げていかないと、フォローできないところもありまして。

○堀委員　はい。わかりました。ありがとうございます。

○部会長　年齢の幅を広げて、いろんなプログラムを、どの年齢の人でも受けられるようにしていくという流れですよ。

○萩原就業施策調整担当課長　そうですね。まさに、そんな感じです。

○部会長　ちょっと、それは、ここでもずっと出てはいますが、若者とはどんな人を指すのかという議論と同じで、非常に単純な年齢で区切りにくくなっているんですね。個々人の置かれた状況に応じて対応せざるを得なくなっているということかと思いますが、話が込み入ってしまいましたが。ほかのご意見。井利委員は、いかがですか。

○井利委員　そうですね。今、本当にさまざまな就業支援をやっていると思うので、先ほど、古賀部会長がおっしゃってくださった、いきなり職業能力ではなくて、その手前のことも、ちゃんとやっているというところとか、あるいは、失敗して、無業になったりとか、それから途中で行けなくなったりした人もフォローするような訓練形態もちゃんとあるとか、そういうところって、本当に増えてきていると思いますので、そこを、やっぱり失敗してもやり

直せるぞといったようなところを、書けるといいかなというふうに思います。

○部会長 そうですね。今のお話にあるような、いろんな職業技能というんですかね。その手前にあるさまざまな能力、それから無業や中途退職した方へのプログラムとかというようなのは入ったほうがいい。現実的かなという気がしますね、はい。こういったようなものも入れていって、習得をということですよ。

あと、いかがでしょうか。仲野委員、いかがですか。

○仲野委員 私は、6 ページの一番下のところの、4 のところなんですけれども、まず一つは、この4行目の「正しい判断」というところが、やや、ひっかかってしまって、ちょっと抽象的かなと思っています。公的な正しさなのか、倫理的な正しさなのか。ここを、抽象的なままにするか、あるいは例えば「社会問題について考え行動するための力」とか、ある程度、具体的に書き込むか、そういうふうに思いました。

あともう一つなんですけど、丸の五つ目のDV・ストーカー等の犯罪被害の啓発活動なんですけど、その枠組みでできることではないかもしれないんですが、その加害状況を生み出さないための啓発も同時に盛り込めたほうが、問題に対する対処としては、より効果的かなと思いました。DVもストーカーも関係性の問題なので、片側だけの啓発とか活動をして、結局、全体が見られないということがあると思うので、何かそういうことが文言から感じられたり、考えられるといいなと、個人的には思いました。

○部会長 わかりました。犯罪の被害だけを強調しがちですけどね。加害に回っちゃう要素も、みんな持っているというね。そこを、ちょっと確認していくという。

○土井委員 そうしたら、「被害」を取ったらどうですか。「被害」を取れば、「DV・ストーカーをはじめとする犯罪を防止する」となり、両面で受け取れるようになりますね。

○部会長 「を防止する」ね。はい。そうですね。

その前の、「正しい判断」というのは、この辺はどうでしょうかね。「正しい」という、なかなかこれ、難しいところがあって、教育庁に、今日はいっぱい聞いちゃうんですけど、実は、「人間と社会」という科目が高校に入ったり、非常に東京都は先端的に科目設定をしてくださって、こういう問題に答える方向に行っているんですね。高校なんかは。ご紹介いただいたらいかがかと思うんですけど、いかがですか。

○小寺指導企画課長 当然、成年年齢の引き下げもありますので、特に消費者教育などは、こ

れから非常に大きな課題になっていると思います。これが「正しい判断」って、なかなかわかりにくいと思うんですが、例えば消費者教育であれば、いわば、詐欺被害にあわないようにするとか、具体的にはそういった部分も全部含まれます。いろいろなところで「正しい判断」という使い方をしてはいますが、ただ、一般的に外に出るものでわかりにくければ、違う表現もあるかなというふうには思っています。

○部会長 恐らく 18 歳の、そういう参政権の問題とか、みんなやってくださり始めているかと思えますね。そういった動きをトレースさせていただいて、その上で、何という文言がいいか、見ていきましょうか。

私が言うのも何ですけれども、昔に比べたら、随分踏み込み始めてくださっているかなと。

○小寺指導企画課長 さまざまな社会情勢の変化には対応しなければいけないので、今申し上げた成年年齢の引き下げは一つの大切な視点だと思いますが、それよりも先に出てきた、例えば心の教育の中で、今、自殺予防教育なども、SOS の出し方教育という名称のもとに、「自殺」という言葉を使わずに指導したりですね。そういったことは、さまざまに取り組んでいるところです。

○部会長 そうですね。国もそれをやってくださいということで。さっきちょっと、メンタルヘルスの話もしましたが、高校生向けのメンタルヘルスということは、国も非常に力が入ってきてまして、文部科学省だけじゃなくて厚生労働省も随分やってくださっているかと思えますが。そうなっているかと。

○土井委員 今のところの「正しい」という言葉の、何か道徳的な意味を付与するのであるならば、例えば「正確な判断」とか。

そうしたほうがいいかなと。

○部会長 そういう文言のところは、まだ、いろいろ、この後で、また修正していきましょう。ただ、そういう共通の認識を持ちながらということで。

ということで、ほかはいかがですか。土井委員は、いかがでしょうか。

○土井委員 文言の問題で恐縮なんですけど、内容ではないんですが、先ほど出ました「専修学校は」というところやここだけではなくて、この後から頻繁に出てくるんですけれども末尾の表現が、ここは、「若者の職業的自立に寄与しています」と、現状をあらわす表現になっているんですね。ここまでの文章は全部、「充実します」とか、あるいは「育成します」とか、これからやるんだという書き方になっているんですね。これから後、こういう現状を示す

文章がいっぱい出てくるんですが、ここ、いろいろ難しいところはあると思うんですが、統一感をとったほうがいいのかなって、個人的な気はするんですが、ただ、その関係部署の事情もおありでしょうから、それができるかどうかわかりませんが、一応、意見として申し上げておきたいと思いました。

○部会長 わかりました。まあ、計画として表現するのがいいのか、具体的に表現するのがいいのか、ちょっとそれは検討しましょう。個別に見ながら。

ということで、一旦、それで先にいきましょうか。

次の、資料の7ページから。「学びの機会の確保」について、これを見ていただきましょうか。

今度は学校関係になるかと思いますが、「就園・就学支援」、それから「様々な学習支援」ということですが、これは、いかがでしょうかね。

これもいろいろご意見はあるかと思いますが、井利委員からいきましょうか。いかがでしょうか。

○井利委員 教育機会確保法というのがありますので、それを言っているのかなというふうに思うのですけれども。

○部会長 この計画を作った段階では、きっと、まだそういう意識はないんです（教育機会確保法は2017年施行）。

○井利委員 そうなんですね。

○部会長 はい。その後、成立していったということ。

○井利委員 そうすると、学校外での学びの施設についての情報を提供するというような、何か、必ずしもそこに行けということではないのですけれども、やはり、情報は均等に提供されるべきだということを入れていくということが必要かなというふうには思いました。

○部会長 さまざまな支援情報を提供していくということですね。

○井利委員 というふうな、もうちょっと踏み込んだ提供になってもいいのではないかと思います。

○部会長 ちょっと間接的になっているんですね。それぞれの、個別なことについての支援の話になっているんですね。ちょっと、少し、それを入れて。

あと、いかがでしょうか。では、仲野委員。

○仲野委員 私のほうは、意見というか質問なのですけれども、「支援」という、その言葉です

ね。学習支援のところもそうなんですけれども、この「支援」が、私も前後の文意をきちんと抑えていなかったので、十分理解できていなくて、いわば助成的なというか、お金的なところなのか、あるいは取組を別の形で応援する、例えば人的な確保とか、そういう部分なのか、読んでいて支援の中身を確認したいなということは思いました。

○部会長 計画としてまとめると段階では、資料2にある各部署がやっている事業のリストが出てきて、そこでは、きっとそれがかなりわかることにはなるかと思うんですが。

例えば、学習支援なんかは、むしろ厚生労働省が力を入れてやっているの。

ですよ、福祉保健局。

○西嶋統括課長代理 この低所得者世帯と受験者を対象にした学習塾の受講料、高校、大学の受験料の支援というのは、東京都が東京都社会福祉協議会のほうに補助をしてやっている事業で、そこから貸し付けが行われているという事業になります。

なので、東社協を通じてなんですけれども、各家庭のほうに貸し付けをしているという意味での支援です。

○部会長 あと、同時に、学習塾とかではなく、支援団体にお金を補助金として出して、学習支援を推進する部分もあるんじゃないですか。

○若年支援課長 そうですね。子育ての関係で、そういう子供の学習支援とかに対しての支援というのを、区市町村が行っている場合もありますし、義務教育ということであれば、区市町村のほうで、要件によるんだと思うんですけれども、支援をしている場合もあるという。

○部会長 そうだと思うんですよ。課長がおっしゃるように、区市町村のところへお金が落ちていて、それでやっていると思いますね。

ちなみに言うと、区市町村にお金を落とす場合、国は、その支給基準を常に見直しているの。私も実は3月まで入っていたんですけど、その支給基準評価、評価基準の委員会というのがあって、そういう見直しをしたりしています。

ですから、成果がどのくらい上がっているかを確認するというをやったりしていますね。支援の成果が。別に、子供の成績が上がればいいと、そういう短絡なことはないですよ。そういう意味ではないんですけど、成果を見るための基準づくりをしたりしていて、それで、お金を使っていこうということです。

ですから、国から直接来る、そういう当事者に来るのもありますが、今のような間接的なものもあってということだと思います。

その辺、ちょっと事情が、これを書かれた頃とは変わっているかもしれません。非常に拡大しています。この最後の学習支援は。対象者も広げていく方向になっていますので、以前より。

○若年支援課長 追加で、ごめんなさい。例えば、7ページの2の「様々な学習支援」のところの地域のボランティアの関係とかでも、これは区市町村が行うものに対して、都が支援を行ったりとか、全てではなく、基準等があると思うんですけども、そうしたもので区市町村の活動を支援しているということ、都が行っているところもあります。

○部会長 ありますよね。その辺のところを、もう少し確認しながら、もうちょっと充実しているかと思います。この書いていたときより。書き方を工夫したらいいかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。基本方針のIとしては、大体ここまでなんですけど、まあ、全体を通してでもいかがですか。

土井委員はいかがですか。

○土井委員 言い忘れたんですけど、5ページの、これは直せばいいんですけど、2行目の「経済情勢の悪化で落ち込んだ平成21年・22年」とか、このあたりのデータは古いので、ちょっと新しくするといいなという気がしました。

○部会長 そうですね。こういうデータとかは、もう一回、見て直していただくということになりますね。先ほどのオリンピックの記載のように、時間的に、これが出るときには、もう終わりというか、済んでしまうものもありますから。河野委員。

○河野委員 ちょっと言い忘れで。4ページの4の「子供・若者の自立や社会貢献」のところに、「地域の資源や人材を活用し」とあって、「体験の機会を提供していきます」というところがあるんですけど、行政、都が一方向的に交流の場を設定するというのではなくて、当事者である子供とか若者の考えを、どう拾い上げていけるのか、そういう何か吸い上げるようなシステムも必要だというようなところが一つあるといいのかなというふうに思います。

学校とは別の空間になってくると思うので、やっぱり自由に考えを発信できるような、そういう場で、地域のおじさんとかおばさんとか、上下じゃない斜めの関係性みたいな、そういうのを発揮できる場というのは必要だと考えます。そういう「交流の場が必要」というのが入るといいのかなというふうに思いました。

○部会長 わかりました。交流の場をつくるときに、前回の品川区さんもそうでしたけど、子供の意見を生かして、当事者のニーズに応えながらやっていくという、そういう作業になっ

ていくかと思えますね。ですから、そういう意味では、もう少しそういう要素を入れて。

○河野委員　そうですね。

○部会長　ほか、いかがですか。大丈夫ですか。どうですか。井利委員。

○井利委員　先ほどの2ページの3になるのかなと思うんですけども、地域と学校をつなぐ、地域学校協働活動推進事業があるというふうに聞いているんですけども、そういった地域の方が学校に入っていくと、学校は特別なボランティアの活動とか、そういったことで豊かな人間性というのは育っていくということも、随分とやられていると思うんです。そういうところも。

○部会長　学校運営の協議会をやっていく中で、人材をストックするような形に今、変わっていますので。

○井利委員　変わっていますか。

○部会長　はい。ただ、実施率は、実は、これまたちょっと国のやつで出てくるんですけど、都道府県によって、ものすごくばらつく現状がありますね。地域のその指導員の参加率とかは、もう、非常に違うんですね。

ですから、これはやっぱり課題意識の切実さが、違うからでしょうかね。東京都は、高いです、全体的に。意外にという申しわけないですけど、大都市は低いんじゃないかと思われがちですけど、そんなことはなくて、意外と高いんですけど。ものすごく低いところも正直ありますね。

必要があれば、そういうデータはお出しします。もう、私ももらっていますので。

ほかにはいかがでしょうか。堀委員。

○堀委員　7ページの「2 様々な学習支援」に関して、先ほど、古賀先生から、大きく変わっているという話があったんですけども、親ないし、誰か困っている人がすぐ求める支援を見つけられるような、既にあるかもしれないんですけども、そのようなものがあると大変わかりやすいのかなと思います。

○部会長　さっきの情報提供と同じように、選択できやすいような情報源がわかるようにしてほしいということは出てくるかと思えますね。

これも、ただ、今、進行形でしてね。拡大しながら、誰にというのも選択している状態で。

例えば八王子なんかは、今、家庭訪問型の学習支援を始めたんですよね、試行的に去年からかな。そういうようなところは、もう、自治体によってはすごく進み始めていて、でも、国は

そこまではいっていなかったりとか、いろいろ足並みがそろわない状態で動いているところ  
はあります。

ですから、私も含めて調べて、もう少し今のような情報の整理と提供みたいな、それは1  
つあったほうがいいかなという気がしながらおりました。

ここまでで一旦、あと1時間ぐらいになりますので、次のところに行きましょうか。

ここまでで、基本方針のIの意見交換を終了することにしますが、よろしいでしょうか。  
また後で、気になるところがございましたらメール等で事務局のほうへお出してください。

それでは、基本方針の3の意見交換のほうに移っていきたいと思います。これは先ほどか  
らも出ていますように地域の教育力とかそういう要素にまつわるところなので、また具体的  
な事情をよくご存じの皆さんも多いですので、意見を出していただければと思います。まず  
は資料の2の8ページをごらんいただいて、「家庭の教育力・養育力の向上」についてという  
ことを意見交換していきます。ここは、一つは「子育て支援の充実」、それから二つ目は「家  
庭教育への支援」というふうになっておりまして、要保護児童対策地域協議会も扱う側面  
になるところかとは思いますが、いろんな広い関連部署との関係の中でごらんいただいてこ  
の部分にご意見いただければと思いますが、どなたでも。どうしましょう、じゃあ井利委員  
からいきましょうか。

○井利委員 家庭教育への支援というところで、地域の実情に応じていろいろな家庭教育を支  
援するためのさまざまな活動を展開しているというところで、もう少し能動的に都が支援を  
しているんだというようなどころが出てくるといいかなと思ったんですけど。

向こうから来るのではなくて、こちらからすごく積極的にこういった支援はやっていますとい  
うところが、私なんかはぱっと地域を見ているときにそこが余りみんな感じてないようなと  
ころがあるかなというふうに思ったので。

○部会長 それは、各家庭が何か困っても言えないでいて、支援の側もそこにまで働きかける  
ようなことをしてないというようなニュアンスですか。

○井利委員 そうですね、そんなニュアンスがあってという。実際はそうではないのかなとは  
思っているんですけども、もう少しやりますよという姿勢が見えてくるといいかなとい  
うふうに、ちょっと全体を見てそう思ったところです。

○部会長 なるほど。そうですね。今の文言の中で言えば、その時点ではまだ始まったばかり  
だったんですけど、スクールソーシャルワーカーなんかは東京都も大分やってくださって

いて、かなり家庭にそういう意味での踏み込みは始めているかと思うんです。言うまでもないですけど、今、学校は家庭調書というものをとらない原則でして、ご家庭の職業事情や家族構成も実は余りはっきりとはわからないというところに来ているので、個人情報保護という、その中でこういう媒介的な人を入れていくことに随分熱心に取り組んでくださっているかとは思いますが。だから、この時点ではまだ始めたばかりだったけど、現状ではスクールソーシャルワーカーのような人たちはかなり役立って、今のような要素に入っている。ほかにもあるのかな、私はあんまりよくわかりませんが、そういう積極的に家庭の問題に介入していく人たちっています。

教育庁のほうで何かありますか。

○小寺指導企画課長 教育庁としては、スクールソーシャルワーカーというのは学校と家庭と、それから地域社会を、福祉の専門家がつなぐという役割ですね。だから、もともと民生・児童委員とかがそういう役割を果たすという前提で各地域には置かれていると思うので、それはちょっと学校教育とは別の視点で、そもそもそういうシステムであるのかなと思っています。

○部会長 児童委員・民生委員という形でいうと、やっぱり要対協。

○小寺指導企画課長 はい。スクールソーシャルワーカーは学校だけでは解決できない子供を取り巻く環境調整なので、どうしても学校から見た家庭の状況なので。そもそも地域の中の家庭となると必ずしもスクールソーシャルワーカーではないのかなというふうに思います。

○部会長 はい。それは福祉部局なんでしょうか。

○小寺指導企画課長 福祉との連携ということでしょうね。

○西嶋統括課長代理 子育て相談は、一般的に区市町村で子供家庭支援センターなどで受けておりますので、その中でもしかすると教育の問題の相談を受けることもあるのかなとは思いますが。

○小寺指導企画課長 連携はしていますので、それぞれいろんなところで気づいたことを情報共有するというシステムは大分この当時に比べるとでき上がっていると思っています。

○部会長 ああ、そうですね。今の子ども家庭支援センター、よく見ますけど、ここには直接書いてはいないようにも。ちょっと入れてみてもらってもいいですね。

○西嶋統括課長代理 教育という視点よりは子育て支援の側面のほうが多いかなという気はいたしますけれども。

- 部会長 ですね。特に虐待問題の深刻化に対応してやっていたから。
- 西嶋統括課長代理 そうですね。虐待の気づきをしっかりやっていた形にはなっていないですね。
- 部会長 はい。でも、何らかのこういう要素は持っているかと思えますけどね、家庭支援の。というようなことで、そういうところをもう少し書き込みましょうか、今あるものについて、特に。
- 若年支援課長 現在ですと、資料2の掲載事業には記載がありまして、それがただ個別の事業としてなものですから、まとめて書くとどういう表現にしたらいいのかなというところかなと思います。子供家庭支援センターの話もそうですし、家庭への支援というのはメニューとしては色々ありますというところですね。
- 部会長 はい。またちょっと見ていただいて、いじめとか非行とかについても同じようにあるかと思いますが、ただ、あくまでどっちかというところでは子供の話ですね。若者の家庭支援というとまた要素がもう少し拡大してさらに複雑になっちゃいそうですけど、主に子供という感じですけどね、ここに書かれていることは。
- はい。
- 河野委員 不登校の、9ページですか、下の不登校の部分とか、一番下のほう、関係機関とのネットワークを活用したりと関係機関も含まれるのかもしれないんですけど、フリースペースみたいな学校以外の別の学びの場みたいなそういう部分での具体的な、民間団体も含めて多少入れておいたほうがいいのかと思います。
- 部会長 そうですね。関係機関にそういうNPOさんとか、またちょっとアウトソーシングの話が出ましたけど、直接にはNPOさんがやってないように見えても実質的には関係機関がやっているケースがある。
- 河野委員 そうですね。得意分野があると思うので、発達障害とか療育的な部分も含めて。
- 部会長 ちょっともう少し具体性を持たせられるといいですね。
- ほかいかがでしょうかね。
- はい。土井委員、お願いします。
- 土井委員 今の9ページの家庭教育の支援の1項目なのですが、また文言の問題で恐縮ですけども、「子供の教育は家庭から始まります。家庭は子供の教育の原点であると同時に最終責任者でもあり」というふうに書かれていて、私はこれが若干ひっかかるんですね。最終責任

者は家庭だというご意見は出したいでしょうが、特にそれが社会とか国とか、あるいは地域とかという方もいらっしゃると思うので、ここは断定をしないほうがいいんじゃないかなという気がするんですね。

○部会長 私もそれ賛成ですね。なかなか家庭が最終責任者とか言われると家庭のほうが悪れちゃいそうな時代に入ってきちゃっていて、そんなに強力な家庭ばかりじゃなさそうですね、という気がしますので、ご指摘はよくわかります。もちろん、だからって例えば学校教育の委託が家庭教育をベースに行われるというような法律的なこともあって家庭教育が全部ゼロでいいとかそういうことにはならないと思うので、表現をちょっと考えようということかと思えます。

○土井委員 前半の、「原点」はそれでいいと思うんですけど、やっぱり「最終責任」というとね、ちょっと変わりますね。

○部会長 ちょっとこの言葉を考えましょう。

ほかにはいかがでしょう。仲野委員はいかがですか。

○仲野委員 私も表現的なところなんですけど、8ページのその四角1の1行目なんですけど、その「子育てに自信がない」という、できれば「自信を持ってない」とかいう表現ではどうかなと思いました。つまり、自信がないというよりも、自信を持ちたいんだけども必要な支援が届かないとか何か持つのを難しくしているものがあるとしたら「ない」と書いてしまうとやっぱり言葉として強いのかなという気がしたので、「持ってない」という表現ではいかがでしょうかというのが一つ提案です。

もう一つは、その子育て支援の充実のところなんですけど、これもいろいろご意見あるとは思いますが、その親の悩みを両親一くくりに考えるよりも、父親、母親というその立場別の悩みって別物だと思うので、それぞれに対して相談窓口がちゃんとありますよということがわかる表現にしてはいかがかなと思います。やっぱり父親の悩みは子育てにどうかかわっていかかわらないとか、育休がとりづらいという社会的な状況もあるでしょうし、一方で母親の場合は子育てからの仕事復帰をどうしようとか父親との育児分担をどうしようとか、少し質が違うのかなというふうに思いました。

あともう一つ、その子育て親子同士の交流というところは、私も個人的には不安の解消という点ではすごく効果的だなと思うんですけど、そこでの交流が何か実質的な問題解決になるかというところ、そこに専門家に入っていただくとかそういうところが必要だと思うので、さ

らにそこから支援や相談窓口もつなげられますよという、何かそこが読み取れるものがあったらいいかなと思いました。

最後にこれは、もしかしたら都の問題ではなくて区市町村レベルのお話かもしれないんですが、ここに書き込まれている支援というのが基本的に家族が外出をして受ける支援なので、なかなか外に出られなくなってしまう人たちにその支援のほうやってきてくれるというものもあるよというのが、もしあれば紹介していただけるといいかなというふうに思いました。

○部会長 最後の点はさっき井利委員ご指摘だったんですけど、そうなんです。だんだん、ひきこもりなんかの場合は自分のうちから1時間半以上離れたところしか相談に行かないというデータになるんですね。つまり、近いところで相談すると後で何か言われそうだと避けてしまうという、やっぱりそういうのも手が挙げにくいとか言いにくいとか、そういう相談がしにくい環境が存在しているそうですから、その辺に対してもう少し働きかけるということですかね。そこを入れていくということで。

それから、聞いていてもう一つ気になった点、父親・母親別のというのは確かにあまりここにはないですね。どうなんでしょうかね。 はい。

○土井委員 ご趣旨はわかるんですけど、もしもそれを個別に父親・母親ということをもっと書き込むとすると、やっぱりシングルペアレントの方に対して配慮が要ると思うんですよね。だから、そこを工夫しないと、ちょっとまずいかなという気はします。

○部会長 そうですね。

○仲野委員 そうですね。親子同士の交流も、例えばシングルでお母さんと子供という場合はそれでも出ていらっしゃるんですけど、でもお父さんと子供っているはずなのに実は余りその交流の場でお見かけしたことなくて、女性が多いところに男の人一人で行くのは来にくいのかなと思う一方で、そこでの当事者同士の話ではお父さんの子育ての不安ってもしかしたら一緒に語れないのかなとか、何か一緒に話をして解消される不安と、一方で個別に、でもそれはもしかしたら性別の別ではないのかもしれないですけど、ただ、何か個別に話して解消される不安と、もしかしたら思っている以上にいろいろなアプローチをしていかないと総合的な支援にならないのかなというの思います。

○部会長 そうですね。いや、もうご指摘はすごくわかります。ただ、どんどん難しい課題に入っているなという気も一方でしますね。つまり、今もお聞きしながら思ったんです

けど、日本は父親が教育参加する部分が小さいんですね、もう言うまでもないんですけど。だから、父親を連れ出そうとするという作業はいろいろやられてきて、だから昔に比べれば少し改善されたんですけど。そうこうしているうちに父親がなかなか家庭に居場所を得られずに家庭から離れる事態とかも起きるようになり、養育放棄する父親もおり。そういう一方で父親の啓発が進むのと並行するように父親の存在が希薄化したり崩壊し始めてもいてなかなか難しいですね。

ですから、そういう実態を頭に描くとなかなかその表現が難しいですが、ただおっしゃることはわかって、つまりそういう父親がやっぱり教育参加する機会を用意するとか考えるとか、そういうジェンダー的な要素だけでない何かが要求されているということはわかるので、ちょっと考えていっていいですかね。ジェンダーにかかわる問題だけでない養育のイメージを形成するという事は、確かに必要になってきているような気がしますね。

はい、どうぞ。

○井利委員 先ほどのいじめや不登校のところなんですけども、例えばちょっと管轄が、特別支援とか発達障害の特別支援教育を受ける方に関しての課題が見られる場合には、スクールカウンセラーはもちろん、スクールソーシャルワーカーもかかわると思うんですけども、そうすると教育と福祉と医療とそういったところの協働、連携といったことが行われるのが好ましいし、あと、先ほど河野委員がおっしゃってくださった関係機関とのネットワークということでは官民協働といったようなそういったネットワークについてももう少し、そこに特別支援を入れていいのかどうかちょっとよくわからないんですけど、そういったことで困っている中で家庭教育への支援ということをやったりやられていると思うんですね。

○部会長 前者の官民協働はどこかで少し触れたほうがいいと思いますね、確かに。その前の特別支援はこれはなかなかまた難しいデリケートな問題があって、特に子供の場合は義務教育では特別支援というのはすごく制度的にも確立しているんですけど、高校段階からは、やっぱり高等部というのはかなり任意なものなんですよね。なので、なかなかその特別支援の対象者というものを選択するとか設定するということが非常に難しい要素を持っていて、地方では実はもう特別支援学校をそのまま一般高校に組み込んでしまおうという例が最近見られるようになってきています。というのは、発達障害とかの問題が出たときにもう別々にやるより同じ敷地の中で二つ一緒にやって特別支援学級を形成してということのほうがいいのではないなというのを、私も見てきましたけど、島根県など、そういう例も出てきていま

す。ですから、これはもう施設とか人員の問題なんですね。特別支援は非常に手厚い人員構成をしなければいけませんから、それを今のようにして何とかクリアしようとしていたりしている。だから、それもやっぱりある意味では苦肉の策じゃないですか。今言ったように義務教育段階ではない作業をしちゃっているんですね。

ということで、私の知っていることだけお話ししましたけども、教育庁はどうですか。

○小寺指導企画課長 特別支援教育は特別支援教育として非常に大きな施策としてやってきています。ここにいじめ、不登校と、この当時はいじめと不登校をもって課題が見られると書いているんですが、今は不登校は児童・生徒の課題と言わないのでこの文章そのものは書けない。いじめは子供の問題行動なんですね、暴力行為など。それと並べて特別支援というのを入れることがいいかどうか、要は子供の問題という視点とはちょっと違う。ただ、いずれにしても何らかの形で当然特別支援に係るネットワークは記載しなきゃいけないので、ここに入れるか、この流れに入れるかどうかは別として重要な視点だというふうに受けとめています。

○部会長 今、特別支援の高等部というのはどういうエントリーの形なんですか。その中等部まで来ていた人たちが望めばなんですか。

○小寺指導企画課長 いや、それは就学支援の委員会にかけて、それであとは保護者が最終的に選択するので、同じ障害でもそれぞれ保護者の判断で、当然通常の高等学校に受験で入っている子もいますし、それはやっぱり今多様なニーズにできる限り対応できるような制度にはなってきているということですね。

○部会長 大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○若年支援課長 すみません。今の関係で、ちょっとこれつながるところはあるんですけど、基本方針2のところで行っているようなこととオーバーラップしてくるのかなと。いじめだとか不登校、中退だとか、障害者の方だとかというのがつながってくる。どこで書いていくかというのはあるかなというふうには思いました。

○部会長 はい。もう前で書いてしまっているからですね、ある程度ね。ちょっと今のは知識としていただいて、もう少し練っていきましょうか。どこに何まで書くかということ。ただ、その特別支援という枠組みに入る・入らないの問題は非常に大事なところかと思います。

じゃあ、一旦ちょっと進んでいただいて、10ページにいきましょうか。家庭・地域と一体化となった学校の活性化というところをごらんいただきましょう。先ほどもちょっと出てい

ましたけど、開かれた学校づくり、放課後の居場所づくり、地域における多様な活動の場の提供というこの三つが上がっております。主に学校でやることということになっているかと思うんですが、いかがでしょうかね。ちょっとお聞きする前に、申しわけないですけども、「学校がやること」と「学校という場でやること」って違うというふうに考えないといけないと思うんですね。みんな「学校が」やると思って主語を学校にしちゃうと先生がもう本当に忙しくなっちゃいますので。「学校で」やることというニュアンスがここにはあるかな。だから、学校という場所を使う、あるいは施設を使う、場合によっては地域の方々が集まるそういうチャンスを使う、いろんなことを含めて「学校で」だと思うんですけど、というようなことでいかがでしょうか。

じゃあ堀委員、いかがですか。

○堀委員 10 ページの学童保育、学童クラブなんですけれども、先ほどいただいたこの追加資料に共感しました。2 ページ目の上のほうなんですけど、最近、労働研究では学童保育と就労との関係という研究が急に多くなっています、小1の壁というのがどうやらあるようだということがはっきりわかってきました。昔のように女性が自己実現で働くという時代でもなく経済的な理由から働いている方も多いので、できれば働きたいという方が多いんだと思うんですが、そうした観点からも、子供の発達という観点からも学童クラブは今後ますます重要性を増してくるだろうと推測しているんですけども、保育園に比べてかなりそもそもお金が入っていない。待機が出たりとか定員オーバーになっていたりとかというのが都内の現実だろうと思います。これは恐らく当面は少なくなることはないんじゃないかと思っています、ここにももちろん補助を行ってくださっているいろんなサービス連携もして下さっているということなんですけれども、さらに東京都としてももう少し国の基準と比べても一歩進めていただけると、子供本人にとっても、それから働く親にとってもプラスになるんじゃないかなと思ったところであります。

○部会長 なかなか学童保育は難しいんですね、これ、いろんな歴史もあって。いわゆるその福祉的な入り口を先に持っているんですけど、それが制度、特に学校教育の延長線上にだんだん置かれるようになってきて教室を使ってもいいみたいなことになったりしたんですけど、基本的にはむしろ福祉保健のほうの対象なんですよね、学童って。

○西嶋統括課長代理 学童クラブにつきましては福祉保健局で、今、放課後子ども教室の所管である教育庁さんともいろいろ連携しながらやっていくという方向にはなっていて、場所と

いいですか、数は増やしていく方向でやっているということと、先ほどごらんいただきました子供・子育て会議の資料にもありましたが、今ちょうど、子供・子育て支援総合計画の改定作業を行っておりまして、学童クラブにつきましてもまた整備計画といいですか、どれぐらい必要かというのが、今、区市町村から量の見込みという形で集めているところでありますので、そういった区市町村の状況を見ながら増やしていくというような形に恐らくなるんだと思います。

○部会長 それに触れるかどうかということがありますが、ただ、そういうふうな割と発展的にはなっているということですかね。

○西嶋統括課長代理 学童クラブを増やしていかなければならない状況だというのは、福祉保健局としても認識しています。

○部会長 はい。一方で、私の耳に入ってきたりするの、つまり無償化が始まっちゃったじゃないですか、保育所ね。だからそれに比べるとこれはやっぱりお金かかっているんじゃないかという声もあったりとか、なかなかいろいろありますね、その辺ね。つまりバランス論で、例えば最近、疑似幼稚園という言葉は初めて聞きましたけど、疑似幼稚園にも無償を適用するようになる方向らしいですけど、疑似幼稚園というね、こども園とかを指しているらしいんですけど、そういう言葉が使われることになるらしい。それはなかなか難しいですね。学校ですから、幼稚園も。保育所はそうじゃないということで、そういう網かけの関係でどこまでと、だから同じようなところがちょっと学童はありますよね。ということで、ただ、今お話しのように拡大する方向だということはよくわかりました。

○西嶋統括課長代理 そうですね。金銭的な面でどうこうというのはちょっとなかなか難しいところではありますけども、少なくとも整備をこれからも、進めていかなければならないというふうには認識しております。

○部会長 そうですね。ということで、それは警察の方にも関係しますが、今、安全・安心の問題も大きいですから、学童がちゃんとやらないと何かいろんなことが起きちゃいそうですよね。すごくテレビとか見ていると心配になりますよね。

力の弱い幼児を狙うような悪い犯罪者もたくさんいる時代ですって、そういう意味では学童も非常に大事だと思うんですが。ちょっと話、余分ですが。

さあ、ほかいかがでしょうか。どうですか、河野委員。

○河野委員 この地域における多様な活動の場の提供、これはいろんな活動の場にめぐり会う

場というのは多く必要かなと思います。ただ、実際対応できる、やっぱりここでも人材の育成というのは必要になってくるかなというふうに思います。やっぱり孤立ぎみになっちゃうお子さんたち、集団では児童館とかに参加していきますけど、ひとりぼっちになっている子が気軽に入っていけるようなそういう場づくりというのも課題としてあるといいのかなと思いますね。

○部会長 例のファシリテーターなんて言葉で言われたりするような人たちとかコーディネーターとか、そういう人たちがないと活動が進まないというのはありますよね。

○河野委員 そうですね。プレイワーカーみたいな……。

○部会長 プレイワーカーね、はい。アドベンチャープレグラウンドなんかそういうのもすごく熱心にやってきましたけど。

○河野委員 スポーツでも e スポーツでもいいかもしれないんですけど。

○部会長 ああ、そうですね。e スポーツというのも始まったのね。いろいろあるものね。ただ、ファシリテートする人たちがいないと活動がやっぱり広がってはいかないということがありますよね。

○河野委員 あと、人と人をつなぎ合わせていかなくちやいけないので。

○部会長 はい。それはちょっと人材育成のほうもあるんだけど、少し書いてもいいかなという気はしますね、今の話。

ほかはいかがでしょうかね。ご意見。

○仲野委員 すみません。その3の今のところなんですけど、多分それぞれ設置主体の違うところが一緒に今入っているのかなと、都がここで盛り込める部分がどこなのかちょっとわからないんですけども、やっているのをちょっと何とも言えないんですが。もちろんここに書かれているものがその地域の拠点になればと思うんですけど、ただ、一方でその利用者のニーズとうまくマッチしているのかというのは私もまだちょっと疑問があって、例えば児童館、休日あいているところもあるんですけど割と休日に閉館をしていて、共働き世帯が子供を連れて利用するにはなかなかハードルが高い。施設が老朽化していてバリアフリーになっていないとか、四、五歳児ぐらいになると乳児と一緒に遊ばせるには危な過ぎて、遠慮もあってうまく連れていけないんですね。かといって、子供なので例えばじゃあ公園だとか広く出してみようと思っても、その公園で遊ぶ際の禁止事項が多過ぎて、ボールはだめとか自転車もだめです、騒ぐのもだめですとなると、できること何だろうと思ったら静かにベンチに座っ

ているか静かに走らせるかぐらいみたいになってしまって、何かすごくお母さんたちとも子供を休みの日に遊ばせたり出かけるのにすごく行き先を探し回っているような状態になってしまっているというのがあって。もちろんある特定のニーズがあって積極的に使いたい人はもちろんなんですけど、そこまでではないけど、でも人のいるところに出て行って交流したいという方や、共働き世帯も含めてみんなが一緒に使えるといいなというふうには少し思っています。ただ、それがこの計画の中でどこまで書き込めるというものかちょっとわからないんですけど、そういうふうに思いました。

○部会長　そういう利用施設の運営とか活用については、なかなか利用者の声を全部反映はしていきにくいかな。もちろん随分前よりは反映しているんでしょうけども、完全とはなかなかいかないかなという気がしますね。難しいところがありますね。公園なんかもやっぱり安全主義というか、事故を起こすと公園管理者にいろんな責任が行っちゃう現実がありますものね。だからそこをどうするか。

というようなことで、なかなか難しさがありそうですね。ですから、もう少し利用者が使いやすいようなという、そういうこの活動の場の提供の仕方をつくるということが要りますね。よろしいでしょうか。

ほかには何かございますか。大丈夫そうですか。

もしよければ、次、資料の12ページ子供・若者の育成環境の整備に行きましょう。さっきよりもっと広い話になりますが、一つは「地域における子供の安全対策」、これを頭に置いていたんで先に言っちゃいましたけど、それから「社会環境の健全化の推進」、それから「地域で推進する「こころの東京革命」、いかがでしょうか。小西委員。

○小西委員　1の地域における子供の安全対策に関しては、近年はインターネットを利用した安全確保の情報共有というのが、例えば警視庁だと「メールけいしちょう」とか「防犯アプリ『Digi Police』」とか、展開されたり、あるいは民間企業でも例えばNTTドコモでも「ちかくの事件情報」ということで提供しているので、そういうインターネットを利用した安全確保の情報共有についてもこの点で触れてもいいのではないかなと思った点が一つです。

あとは、先ほど古賀部会長からもお話があった、3番の「こころの東京革命」については事業が終了したということで以前お話をお伺いしているので、ここの見直しということが必要かと思えます。

以上です。

- 部会長 警視庁の方、いかがですか。今のそのインターネットを使った安全情報の提供について何かご存じですか。
- 警視庁係長 それぞれ各警察署のほうでもインターネットの関係で教室を開いておりまして、そんな形でいろいろと広報啓発活動をやらせていただいています。
- 部会長 例えば、不審者が出たなんていうようなのが学校から今来るようになっていますが、ああいうのも少し奨励されたり。
- 警視庁係長 はい。不審者に対する防犯活動の訓練も学校のほうに提案させていただいているという形になっています。
- 部会長 ああ、そういうふうな。そうですか。附属池田小事件というのが2001年に起きまして、あれ以降、大分様子が変わったんですが。というようなことでまずそこがあるかと思うんですが、おっしゃるとおり、そういうネットを使った安全管理とか安全情報とか、進めていく必要があるんじゃないでしょうかね。時代が変わってきているかと思います。
- ほかにはいかがでしょうかね。井利委員はいかがですか。
- 井利委員 このころの東京革命が修正されるのであれば大丈夫です。
- 部会長 これはちょっと時間的なラグがあって、課長はこれ、東京革命は今これは、この中身は残っているのでしょうか。
- 若年支援課長 衣がえをして多文化教育とか多文化理解みたいなものが進んでいくような形でということで、事業としては以前、青少年・治安対策本部でやっていたんですが、それが生活文化局というところで今やっているようになっていまして、そのような形で進んでいるところです。
- 部会長 はい、わかりました。ということで、そういうことの変化はありますが、こういう形ではないけど生活文化局がやっている活動については紹介してもいいかもしれませんね。
- 土井委員はいかがですか。
- 土井委員 意見じゃなくただの感想ですけど、この子供の安全対策という問題と、それから先ほど向こうで扱った2の学校の活性化と、これはやっぱりどうしても二律背反する話になるのでこのバランスがとても難しいなというのをとても感じていますね。安全を確保しようと思えば学校を閉じちゃうし、でも学校を閉じると地域との一体化が進まないし、なかなか難しいところですよ。
- 部会長 そうですよ。防犯カメラとかの設置を学校も随分しておられたりして、そういう

形であんまり直接的には管理するんじゃないかってやってもらいつつ、でもどこかで見ていくというやり方は出てきてはいるんですけど、それも一長一短ありますよね。

○土井委員 ありますね。防犯カメラはどうしても交流がない人はみんな不審者に見えてしまって、でも声かけたりしたら違ったというケースが地域で結構あるんですよ。なので、防犯カメラに頼り過ぎるのもむしろ関係の分断化を招いていくので問題ですし、そこをどう捉えるかですよ。だから公園なんかもそうで、公園にいつもよくわからない人がうろうろしている、不審者だというんで防犯カメラに映っているというので問題になったことがあるんですが、でも話を聞いてみたら実はそうじゃなくて、居場所がなくてそこにいた男の子だったんですよ。だから、ちょっと話してみないとわからないんですよ。だから、それはやっぱりもう機械に頼ることが一つの落とし穴なのかなというのは、やっぱり気をつけないといけないなと思いますけどね。

○部会長 そうですね。なかなかその辺のところは二律背反、特に都市は二律背反しますよね。だって、流入者がそんな狭い範囲から流入しないじゃないですか、交通機関を使っているいろんな人が入ってきちゃうわけでしょう。ですから、やっぱりそれを全部コントロールするなんて不可能ですものね。となってくるとやっぱりありとあらゆる犯罪の可能性は消えないので、どうやってやっていったらいいのか難しいですよ。しかし、同時にできるだけ多様な人と活動したほうがいいともなっていたわけですよ、さっきのお話。これとどうやってバランスをとっていくのかというのは確かに難しいところかと思います。ただ、さっき出た不審者情報は本当に大事ですね。やっぱり僕も子供が中学生ぐらいのころそれを随分気にしたり心配した時期もありましたので、それはぜひもっと徹底して、アメリカなんかすごく細かい情報まで流してくる傾向がありますが、やってみる価値はあるような気がしますね。

ほかどうですか、大丈夫そうですか。

じゃあ、もう一回振り返って全体、今ずっと縦割りの的を見てきましたので横へ通して何か気になられるところ、文言でも結構ですし中身についてでも結構ですが。

はい、どうぞ。

○仲野委員 ちょっと、先ほどのところだったんですけども、すみません、ピンクバスのプロジェクトがたしか東京都ってあったと思って。

○部会長 何ページのお話。

○仲野委員 12 ページ、13 ページのところなんですけれども、若年の女性を支援する厚労省の

モデル事業で、国のほうでも自治体に助成金を出して実施は都の民間に委託していると思うんですけど、。

例えば渋谷とか新宿とかのまち中に、いわゆる家出関係で出てくる女の子たちに対してのアウトリーチとしてもすごくおもしろいと思っているんですけども、そういう活動ってたしかこれ東京都だけだったんじゃないかと思ったので、であれば東京都がしっかりやっている事業としてこの中にもきちんと盛り込んだほうがいいのかなどというふうに思いました。

○部会長 これは、例えば家出しちゃった人がピンクバスに行って少し相談したり助けを求めればやってくれるみたいな意味ですか。

○仲野委員 そうですね。何か支援をされる方とか職員さんがそこに集まって、そこで例えばちょっとお茶を飲みながらとか何か物を提供したりしながら、女の子たちにいかにも支援していますというよりも、気軽にちょっとお菓子食べに寄りましたというところでお話をしていろいろそこから悩みを拾い上げていくという。そういう意味では、無理なく街中に入っていくって、でもその困っているところにきちんと手が届くという取り組みとしてもおもしろいと思うんです。

○井利委員 確かにこのカラオケボックスや漫画喫茶、インターネットカフェなどの経営者に対しては青少年を深夜に立ち入らせないように制限しているということで、じゃあ夜に家に帰れないようなその子たちはただ制限されるだけという、そういう感じになっちゃいますよね。制限されてじゃあその子たちはどこへ行けばいいのかといたら、もっと重篤な犯罪に巻き込まれていく可能性もあるわけですよ。そういうときに、そういうことも両方あれば書いておかないと。

○仲野委員 そうですね。そのバスも、何かの記事で写真を見たんですけど、すごいピンクのかわいらしい、女の子たちがちょっと、そこに行ってもいかにも支援を受けに行きましたみたいな感じじゃないんですよ、本当にかわいい何かカフェがそこに置かれていてという体でちょっと立ち寄れるかなというところでも、立ち寄る女の子たちの気持ちに寄り添った箱がきちんと用意されているというところがおもしろいと思います。

○部会長 なるほど。いわゆる望まない妊娠なんていうようなこと的时候もシェルターというようにしてやっていく形がありますが、いろんな広範のシェルターのひとつとも言えますね。それは一つあるでしょうね。何かそういう受けとめる場所を確保する、居場所という以上の安心な安全な場所を確保するということは一つ考えてみる、書いてみる価値があるかという

ことですよね。

同時に、今ちょっとお聞きしていて、これもずっと出ていましたけど、やっぱり困難を抱えた人ほど支援に疑いがありますよね。私もたくさん困難を抱えた人と接しましたが、何かそういう課題を抱えた人ほど行政の支援にどこか一步腰が引けるというか疑うという姿勢を持つ人が多くて、もう少しいい形でマッチングというか受けとめができるようにしていくという努力は要るのかなという気がしますね。それは難しいところもあるんです。

ただ、例えばよく言われますけど、風俗業者なんかは大変巧みに支援のような顔をするから逆に風俗業者に多くの女の子が行ってしまうというようなそういう皮肉もあると聞くので、やはりその辺、もう少し困難な人たちの当事者性に即するような受け皿のつくり方は考えていく必要があるかなとお聞きしながら思いましたね。

○井利委員　そこで即対応しないと、例えばじゃあもう時間だから今度いついつ来てねといっても絶対来ませんよね。行けないと思うので、予約していつに、大体時間を守れるかとかそういう問題もあるので、もう本当にできればそのときに即対応してあげないと、というところがないとなかなか難しいと思いますね。

○部会長　はい。「今ここ」的な受け皿のつくり方というのがありますよね。私も随分たくさん調査をやりましたから、自分の調査経験からいってもよくわかります。次回に約束してうまくいったことはまずほとんどないですね。まずそこで何か効果があるとか、とても安全でよかったと思えるとか、何かないと次はないですよ。

はい。

○土井委員　行政の方がやる問題と同時に、例えばいろんなNPOでもBONDプロジェクトとかC o l a b oとかありますよね。ああいうNPOの活動に対する間接的な支援であってもいいかなと思いますけどね。

○部会長　そうですね。それは全部官がやることではないかもしれませんがね。もう少し官の支援、援助のもとで民がやっていくことはたくさんあるかなという気もしますね。

さあ、ほかにはいかがでしょう。少しまだ時間はありますけれど、主なところは、繰り返しますが、やってきましたが。ほかに全体を通して何かこれが気になるとか。

余分なことですけど、どうしてもこういう目標論ですので、やや望ましい話になっているというか、これが望ましいというほうへ向かうのはどうしてもあることだと思えるんですけど、同時に、現実的にその望ましい方向が組み立てられるかというところの確認はやはりしなき

やならないので、もし何かまた気になる場所があれば言っておいていただければという気がするんですが。

つまり、確かにこれは理念としてはそうだねと、でもこういう前段がなければこうはならないというようなそういう話があればそれもまた言っておいていただきたいんですが。現段階で何かあればですが、どうでしょう。

もしなければ、一旦これでこの会議自体は打ち切るような形にしますが、大丈夫でしょうか。何かございますか。大丈夫ですか。

もしよろしければ、皆さんの意見交換によっていろんな部分の確認がなされたと思いますので、まだ時間的に若干残っていますが今日は早目に終わるような形でもよいかと思います。またちょっと見ていただいて気がついた場所があれば後日メール等で事務局のほうへお送りいただくということにしておいていただきたいと思います。

それから、先ほども出ていたんですが、実は章ごとの単位でやると、別の章とかぶっていたりそれもするんですね、これ全体を一回見渡す作業をしますので、申しわけないんですけどお時間があるときにまた見ていただければというふうに思います。

今日、全ての子供・若者、健やかな成長と社会的自立に向けた取組と、その取組を進めるための社会環境整備についての意見をいただきました。関係の部署の方々にきょうはちょっといろいろとご質問してしまいまして、お答えいただいて助かりました。大変ありがとうございました。ぜひこの出していただいたご意見のような形で文面をつくりますので、またご協力いただければと改めて思います。

若者の自立を促す、自立って何かというのがありますが、促す取組と、地域の環境整備をやっぱり両方の側面から両輪としてやっていかなくちゃいけなくて、個人だけに働きかけてもだめなこともあって、環境全体を整えていくとか、あるいは支援のネットワークがより顧客側である若者側に受けとめられるように変えていくとかということが相互連関としてあると思うので、こういうシナジーをやっぱりつくっていくという作業がどうしても必要だというふうにお聞きしながら思いました。

また、今、さっきも出たんですけど、東京に暮らす子供や若者の実態とか、それから正直言って地域社会がそんなにネットワークが強いということはないという現状を踏まえたときに、やっぱり現時点で緊急にもこういうところをやっておくべきだということもありますが、同時に非常に長期的に改善していかないとどうにもならないことがいっぱいあるなというふ

うに逆にお聞きしながらは思いました。例えば学童保育のようなものも、すぐにはなかなかできないかなと。だから長期的に少しずつ環境整備をしていくという作業を、こういうところを書きながら進めていただくということが要るのかなと。同じように、学校なんかは地域社会と連携するというようなことも、活動をやるというレベルまでおりていくにはまだちょっと時間がかかるかなと思いますので、こんなのもできるだけ現実に即した形で取り組めるものをここに書き上げながら進んでいけるようにしていったらいいかなというふうに思いました。

これで、3章、4章というようなところの若者の問題性とそれに対する支援について確認することができましたので、あと少し事務局とも相談しながら、できれば答申となる計画素案をできるだけ早く作成していただいて、それについては個別に具体的にご意見をいただくという方向にしたいと思います。もちろん、正直言いまして今あるものをゼロにすることはできませんので、あくまでこれをたたき台にしながら改定できるところ、あるいは長期的に今後必要だと思われるような要素を書き込んでおくところ、そういったものをやっぱりつけ加えていくという作業になると思いますので、その点をご理解いただいて、全部 100%思いどおりにというふうにはならないかもしれませんが、計画案としてのきちんとした骨組み、方向性が見えるものにしていきたいと思います。皆様のご協力をよろしく引き続きお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に次第の3ということで、事務局のほうから次回以降のお話をお願いいたします。

○若年支援課長 次回、第5回の若者支援部会ですけれども、1月下旬、来年になりますけれども下旬以降で予定をしております、決定次第ご連絡させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

じゃあ、長い時間どうもありがとうございました。これをもって若者支援部会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時18分閉会